

別添

新	旧
<p>医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師配置等を行うため、都道府県が実施する「地域医療支援センター」の運営に必要な経費を補助することにより各都道府県の医師確保対策の取組を支援すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整</p>	<p>医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師配置等を行うため、都道府県が実施する「地域医療支援センター」の運営に必要な経費を補助することにより各都道府県の医師確保対策の取組を支援すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整</p>

新	旧
<p>備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ること、<u>監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること及び地域の状況に応じて実施される口腔保健支援センター等の事業に要する経費に補助することにより歯科口腔保健の推進を図ること並びに、学会認定の専門医及び専攻医の分布状況や研修状況に係る情報のデータベースを作成するための経費を補助することにより、新たな専門医に関する仕組みを構築し、医師の質の一層の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金</p> <p>① へき地保健医療対策事業等 ア～ク (略)</p> <p>ケ. <u>へき地患者輸送車(艇) 運行事業</u> <u>「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地患者輸送車(艇) で実施する次の事業とする。</u> <u>(ア) 都道府県が行う患者輸送事業</u></p>	<p>備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ること<u>及び</u>監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること並びに、外国人患者受入れ医療機関認証制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金</p> <p>① へき地保健医療対策事業等 ア～ク (略)</p>

新	旧
<p>(イ) <u>市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>(ウ) <u>都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 災害医療対策事業等 ア. (略) イ. <u>D M A T事務局等運営事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行うD M A T事務局等運営事業 ウ～オ. (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 臨床研究拠点等整備事業 ア～ウ. (略) エ～カ. (削除)</p>	<p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 災害医療対策事業等 ア. (略) イ. <u>D M A T事務局等運営事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行うD M A T事務局等運営事業 ウ～オ. (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 臨床研究拠点等整備事業 ア～ウ. (略) エ. <u>医薬品等治験基盤整備事業</u> 「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が 適当と認める者が行う<u>医薬品等治験基盤整備事業</u> オ. <u>i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業</u></p>

新	旧
<p>工. 再生医療臨床応用実用化推進事業 「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が 適当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>⑪ 口腔保健推進事業 ア. 口腔保健支援センター設置推進事業 平成25年5月15日医政発0515第7号厚生労働省医政局長 通知の別紙「口腔保健推進事業実施要綱」(以下「口腔保健推進事業 実施要綱」という。)に基づき都道府県、政令市(地域保健法第5条 の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区が設 置する口腔保健支援センターの運営等事業</p> <p>イ. 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 「口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別 区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事 業</p>	<p><u>「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うiPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業</u></p> <p>カ. <u>iPS細胞を利用した創薬研究支援事業</u> 「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うiPS細胞を利用した創薬研究支援事業</p> <p>キ. 再生医療臨床応用実用化推進事業 「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業</p> <p>⑧～⑩ (略)</p>

新	旧
<p>ウ. 障害者等歯科医療技術者養成事業 「口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区 が行う障害者等歯科医療技術者養成事業</p> <p>エ. 医科・歯科連携等調査実証事業 「口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区 が行う医科・歯科連携等調査実証事業</p> <p>⑫ 専門医等情報データベース作成等事業 平成25年5月16日医政発0516第5号厚生労働省医政局 長通知の別紙「専門医等情報データベース作成等事業実施要綱」 に基づき、社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う専門医等 情報データベース作成等事業</p> <p>(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4. この補助金の交付額は、次の(1)から(12)により算出された額の合 計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金 の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)</p> <p>(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑨により算 出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごと に算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを 切捨てるものとする。</p> <p>① へき地医療支援機構運営事業</p>	<p>(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合 計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金 の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)</p> <p>(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算 出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごと に算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを 切捨てるものとする。</p> <p>① へき地医療支援機構運営事業</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>② へき地医療拠点病院運営事業 (略)</p> <p>③ へき地診療所運営事業 (略)</p> <p>④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (略)</p> <p>⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (略)</p> <p>⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (略)</p> <p>⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (略)</p> <p>⑧ へき地保健指導所運営事業 (略)</p> <p>⑨ へき地患者輸送車(艇)運行事業</p> <p><u>ア. 都道府県が行う事業</u></p> <p><u>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>② へき地医療拠点病院運営事業 (略)</p> <p>③ へき地診療所運営事業 (略)</p> <p>④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (略)</p> <p>⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (略)</p> <p>⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (略)</p> <p>⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (略)</p> <p>⑧ へき地保健指導所運営事業 (略)</p>

新	旧						
<p>(イ) (ア) により選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1193 506 1241">1. 基準額</th> <th data-bbox="506 1193 1104 1241">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1241 506 1289">1か所あたり次により</td> <td data-bbox="506 1241 1104 1289">へき地患者輸送車(艇)の運行に必要な次に掲げ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1289 506 1345">算出された額</td> <td data-bbox="506 1289 1104 1345">る経費</td> </tr> </tbody> </table>	1. 基準額	2. 対象経費	1か所あたり次により	へき地患者輸送車(艇)の運行に必要な次に掲げ	算出された額	る経費	
1. 基準額	2. 対象経費						
1か所あたり次により	へき地患者輸送車(艇)の運行に必要な次に掲げ						
算出された額	る経費						

新		旧	
<p>(1) 患者輸送車</p> <p>1か所当たり</p> <p>700,000円</p> <p>(2) 患者輸送艇</p> <p>1か所当たり</p> <p>1,300,000円</p>	<p>報酬</p> <p>給料</p> <p>職員手当等</p> <p>共済費</p> <p>賃金</p> <p>旅費</p> <p>報償費</p> <p>賃借料</p> <p>需用費(消耗品費、燃料費、修繕料)</p> <p>役務費</p> <p>委託料</p>		
<p>(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>① 救急医療支援センター運営事業 ア～イ。(略)</p>		<p>(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>① 救急医療支援センター運営事業 ア～イ。(略)</p>	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
33,273千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬	85,208千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬

新		旧	
	2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該当するもの。）		2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該当するもの。）
② 救急医療トレーニングセンター運営事業 ア～イ。（略）		② 救急医療トレーニングセンター運営事業 ア～イ。（略）	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 38,522千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 3. 役務費（損害保険料） 4. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）	1か所当たり 77,800千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 3. 役務費（損害保険料） 4. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）

新			旧			
		、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費			、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費	
<p>③ 中毒情報センター情報基盤整備事業 (略)</p> <p>(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>① 医療施設耐震化促進事業 (略)</p> <p>② DMAT事務局等運営事業 ア～イ。(略)</p>			<p>③ 中毒情報センター情報基盤整備事業 (略)</p> <p>(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>① 医療施設耐震化促進事業 (略)</p> <p>② DMAT事務局等運営事業 ア～イ。(略)</p>			
1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費	1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費	
DMAT事務局事業	独立行政法人国	DMAT事務局の運営に必要な次に掲げる経費	DMAT事務局事業	50,005千円	DMAT事務局の運営に必要な次に掲げる経費	
	立病院機構災害					
	医療センター					1. 報 酬
	49,694千円					2. 給 料
	独立行政法人国					3. 職員手当等
立病院機構大阪	4. 法定福利費	4. 法定福利費				
		5. 賃 金			5. 賃 金	

新			旧		
	医療センター 9,245千円	6. 報償費 (謝金) 7. 旅 費 8. 需用費 (消耗品費、印刷製本費) 9. 使用料及び賃借料 (会場借料等) 10. 役務費 (通信運搬費等) 11. 備品購入費			6. 報償費 (謝金) 7. 旅 費 8. 需用費 (消耗品費、印刷製本費) 9. 使用料及び賃借料 (会場借料等) 10. 役務費 (通信運搬費等) 11. 備品購入費
災害医療調査ヘリコプター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費 (消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費) 4. 役務費 (通信運搬費)	災害医療調査ヘリコプター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費 (消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費) 4. 役務費 (通信運搬費)
③ 防災訓練等参加支援事業 ア～イ。(略)			③ 防災訓練等参加支援事業 ア～イ。(略)		
1. 基 準 額	2. 対 象 経 費		1. 基 準 額	2. 対 象 経 費	
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費 1. 旅 費		厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費 1. 旅 費	

新		旧	
	2. 需用費 (燃料費) 3. 使用料及び賃借料		2. 需用費 (自動車借料、燃料費)
④ DMAT活動支援事業 (略)		④ DMAT活動支援事業 (略)	
⑤ DMAT訓練事業 ア～イ。(略)		⑤ DMAT訓練事業 ア～イ。(略)	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
621千円	DMAT訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費 (謝金) 2. 旅 費 3. 需用費 (消耗品費、印刷製本費) 4. 役務費 (通信運搬費) 5. 使用料及び賃借料 (会場借料等)	666千円	DMAT訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費 (謝金) 2. 旅 費 3. 需用費 (消耗品費、印刷製本費) 4. 役務費 (通信運搬費) 5. 使用料及び賃借料 (会場借料等)
(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ① 産科医療機関確保事業 (略) ② 地域医療支援センター運営事業 ア～イ。(略)		(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ① 産科医療機関確保事業 (略) ② 地域医療支援センター運営事業 ア～イ。(略)	

新			旧		
1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費	1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
人 件 費	次により算出された額の合計額 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専任医師1人当たり 12,548千円 (上限2名) 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専従職員1人当たり 3,899千円 (上限3名)	次に掲げる専任医師及び専従職員の 人件費 1. 給 料 2. 職員手当等 3. 法定福利費 4. 賃金 5. 報酬 6. 委託料(人件費相当分)	人 件 費	次により算出された額の合計額 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専任医師1人当たり 12,548千円 (上限2名) 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専従職員1人当たり 3,899千円 (上限3名)	次に掲げる専任医師及び専従職員の 人件費 1. 給 料 2. 職員手当等 3. 法定福利費 4. 賃金 5. 報酬 6. 委託料(人件費相当分)
事 業 費	<u>27,207千円</u>	事業に必要な次に掲げる経費 1. 報 酬 2. 賃 金 3. 諸謝金 4. 旅 費	事 業 費	<u>36,018千円</u>	事業に必要な次に掲げる経費 1. 報 酬 2. 賃 金 3. 諸謝金 4. 旅 費

新		旧	
	5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料） 8. 委託料（事業費相当分） 9. 備品購入費（コンピュータ・ファクシミリに限る） 10. 負担金、補助金及び交付金		5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料） 8. 委託料（事業費相当分） 9. 備品購入費（コンピュータ・ファクシミリに限る） 10. 負担金、補助金及び交付金
(5) (略)		(5) (略)	
(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ① 医療事故情報収集等事業 (略)		(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ① 医療事故情報収集等事業 (略)	
② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 ア～イ。(略)		② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 ア～イ。(略)	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
120,216千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費	120,245千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費

新		旧	
	給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費		給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費
③ 産科医療補償制度運営事業 ア～イ。（略）		③ 産科医療補償制度運営事業 ア～イ。（略）	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
75,003千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費	77,887千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費
(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ① 臨床研究中核病院整備事業 ア～イ。（略）		(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ① 臨床研究中核病院整備事業 ア～イ。（略）	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法	厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法

新		旧	
	定福利費) 2. 報償費 (謝金) 3. 旅費 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 5. 役務費 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料 (上記1から6に掲げる経費に該当するもの。) 8. 医療機器等の備品購入費 9. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費 ※ただし、8及び9の経費については、平成24年度補正予算からの繰越分のみ対象経費とし、平成25年度予算による申請分は対象外経費とする。		定福利費) 2. 報償費 (謝金) 3. 旅費 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 5. 役務費 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料 (上記1から6に掲げる経費に該当するもの。) 8. 医療機器等の備品購入費 9. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費
② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 ア～イ。(略)		② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 ア～イ。(略)	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法	厚生労働大臣が必要と認めた額	早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法

新		旧	
	<p>定福利費)</p> <p>2. 報償費 (謝金)</p> <p>3. 旅費</p> <p>4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)</p> <p>5. 役務費 (通信運搬費、雑役務費)</p> <p>6. 使用料及び賃借料</p> <p>7. 委託料 (上記 1 から 6 に掲げる経費に該当するもの。)</p> <p>8. 医療機器等の備品購入費</p> <p>9. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費</p> <p>※ただし、8 及び 9 の経費については、平成 2 4 年度補正予算からの繰越分のみ対象経費とし、平成 2 5 年度予算による申請分は対象外経費とする。</p>		<p>定福利費)</p> <p>2. 賃金</p> <p>3. 報償費 (謝金)</p> <p>4. 旅費</p> <p>5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)</p> <p>6. 役務費 (通信運搬費、雑役務費)</p> <p>7. 使用料及び賃借料</p> <p>8. 委託料 (上記 1 から 7 に掲げる経費に該当するもの。)</p> <p>9. 医療機器等の備品購入費</p> <p>10. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 (略)</p> <p>④～⑥ (削除)</p>		<p>③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 (略)</p> <p>④ 医薬品等治験基盤整備事業</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>	

新	旧	
	1. 基準額	2. 対象経費
	厚生労働大臣が必要と認められた額	医薬品等治験基盤整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料（上記1～8に掲げる経費に該当するもの。）
	⑤ <u>i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業</u> ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	
1. 基準額	2. 対象経費	

新	旧	
	<p>1 か所 当 たり</p> <p><u>162,790,000円</u></p>	<p>i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）</p> <p>2. 賃金</p> <p>3. 報償費（謝金）</p> <p>4. 旅費</p> <p>5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水費）</p> <p>6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）</p> <p>7. 使用料及び賃借料</p> <p>8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するものの。）</p> <p>9. 備品購入費</p> <p>10. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>⑥ <u>i P S細胞を利用した創薬研究支援事業</u></p> <p>ア. <u>次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p>イ. <u>アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p>		

新		旧	
		1. 基準額	2. 対象経費
		1か所当たり	iPS細胞を利用した創薬研究支援事業に必要な次に掲げる経費
		249,003,000円	1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、 法定福利費）
			2. 賃金
			3. 報償費（謝金）
			4. 旅費
			5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書 購入費、光熱水費）
			6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）
			7. 使用料及び賃借料
			8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当する もの。）
			9. 備品購入費
			10. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費
④ 再生医療臨床応用実用化推進事業 ア～イ。（略）		⑦ 再生医療臨床応用実用化推進事業 ア～イ。（略）	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり	再生医療臨床応用実用化推進事業に必要な次に掲	1か所当たり	再生医療臨床応用実用化推進事業に必要な次に掲

新		旧	
1,107,645千円	げる経費 1. 需用費 (消耗品費) 2. 備品購入費 3. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費	1,107,645千円	げる経費 1. 需用費 (消耗品費) 2. 備品購入費 3. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費
(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。 ア～イ。(略)		(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。 ア～イ。(略)	
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
1 団体当たり 15,802千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費 (非常勤職員給与費、法定福利費等) 2. 賃金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅費 5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 6. 役務費 (通信運搬費、雑役務費) 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料 (上記 1 から 7 に掲げる経費に該当するもの。)	1 団体当たり 17,558千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費 (非常勤職員給与費、法定福利費等) 2. 賃金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅費 5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 6. 役務費 (通信運搬費、雑役務費) 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料 (上記 1 から 7 に掲げる経費に該当するもの。)

新

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。
 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 ア～イ。(略)

1. 基準額	2. 対象経費
1箇所当たり 5,088千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費(謝金) 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費) 5. 役務費(通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費) 6. 備品購入費 7. 委託料(上記1～6に掲げる経費に該当するもの)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。
 ア～イ。(略)

1. 基準額	2. 対象経費
10,111千円	外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事

旧

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。
 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 ア～イ。(略)

1. 基準額	2. 対象経費
1箇所当たり 7,424千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費(謝金) 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費) 5. 役務費(通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費) 6. 備品購入費 7. 委託料(上記1～6に掲げる経費に該当するもの)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。
 ア～イ。(略)

1. 基準額	2. 対象経費
13,580千円	外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事

新		旧	
	<p>業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人件費（職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記 1 から 7 に掲げる経費に該当するもの。） 		<p>業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人件費（職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記 1 から 7 に掲げる経費に該当するもの。）
<p>(11) <u>口腔保健推進事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p>① <u>口腔保健支援センター設置推進事業</u></p> <p>ア. <u>次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p>イ. <u>アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</u></p>			

新		旧
1. 基準額	2. 対象経費	
6, 811千円	<p>口腔保健支援センターの運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p>	
<p>② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>		
1. 基準額	2. 対象経費	
3, 770千円	<p>歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（前記に掲げる経費に該当するもの。）</p>	
<p>③ 障害者等歯科医療技術者養成事業</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支</p>		

新

旧

出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,519千円	<u>障害者等歯科医療技術者養成事業に必要な次に掲げる経費</u> <u>諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料（前記に掲げる経費に該当するもの。）</u>

④ 医科・歯科連携等調査実証事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,081千円	<u>医科・歯科連携等調査実証事業に必要な次に掲げる経費</u> <u>諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会</u>

新		旧	
<u>議費)、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（前記に掲げる経費に該当するもの。）</u>			
<p>(12) 専門医等情報データベース作成等事業の交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>			
1. 基準額	2. 対象経費		
54,879千円	<u>専門医等情報データベース作成等事業に必要な次に掲げる経費</u> <u>人件費（職員給与費、共済費）、賃金、諸謝金、旅費、需用費（光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（通信機器保守に限る）</u>		
<p>(交付決定の下限)</p> <p>5. (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備</p>		<p>(交付決定の下限)</p> <p>5. (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備</p>	

新

事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別表)

区 分	事 業 名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 ⑪ 口腔保健推進事業 ⑫ 専門医等情報データベース作成等事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業

旧

事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

また、東日本大震災復興特別会計にかかる経費は、その他の経費との間で配分の変更をしてはならないものとする。

(別表)

区 分	事 業 名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業

新	旧
<p>(2) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 都道府県は、3の(1)の①の<u>ア</u>及び⑥の<u>イ</u>の事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。</p> <p>(14) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 公益財団法人日本中毒情報センター、公益財団法人日本医療機能評価機構、<u>一般社団法人日本医療安全調査機構及び社団法人日本専門医制評価・認定機構</u>は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の<u>工</u>、3の(1)の②の<u>ア</u>及び<u>イ</u>、3の(1)の③の<u>ア</u>、3の(1)の⑦、3の(1)の⑧及び⑩の事業</p> <p>ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>(2) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 都道府県は、3の(1)の①の<u>ア</u>の事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。</p> <p>(14) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 公益財団法人日本中毒情報センター、公益財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の<u>オ</u>、3の(1)の②の<u>ア</u>及び<u>イ</u>、3の(1)の③の<u>ア</u>、3の(1)の⑦及び⑧の事業</p> <p>ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>(ア) (略)</p>

新	旧
<p>(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業</u> <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター院長は、第6号様式による申請書に</u><u>関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う3の(1)の②の事業</u> <u>社団法人日本専門医制評価・認定機構理事長は、第19号様式による申請書に</u><u>関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p>	<p>(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>ただし、i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、i P S細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに、臨床研究中核病院整備事業（補正予算分）及び再生医療臨床応用実用化推進事業については、平成25年3月12日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>イ. (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業</u> <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第6号様式による申請書に</u><u>関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (1) から (7) まで以外の事業 都道府県知事は、第7号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> <u>ただし、i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、i P S細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに、臨床研究中核病院整備事業（補正予算分）及び再生医療臨床応用実用化推進事業について</u></p>

新	旧
<p>(9) (1) から (8) まで以外の事業 都道府県知事は、第7号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに<u>行うものとする。</u></p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)、<u>7の(8)及び7の(9)</u>若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10. (略)</p> <p>(実績報告)</p>	<p><u>は、平成25年3月12日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに<u>行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成25年2月15日までに、i P S細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年3月1日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)又は7の(8)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10. (略)</p> <p>(実績報告)</p>

新	旧
<p>11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の<u>エ</u>、3の(1)の②の<u>ア</u>及び<u>イ</u>、3の(1)の③の<u>ア</u>、3の(1)の⑦、3の(1)の⑧及び⑩の事業</p> <p>ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 都道府県知事は、<u>(ア)</u>の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度<u>4月10日</u>(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>補助事業者は、第8号様式による報告書に<u>関係書類</u>を添えて、毎年度<u>4月10日</u>までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業</p> <p>公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に<u>関係書類</u>を添えて、翌年度<u>4月10日</u>(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の<u>オ</u>、3の(1)の②の<u>ア</u>及び<u>イ</u>、3の(1)の③の<u>ア</u>、3の(1)の⑦の事業</p> <p>ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 都道府県知事は、<u>ア</u>の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度<u>6月30日</u>(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>ただし、3の(1)の⑦の事業については翌年度4月10日(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>補助事業者は、第8号様式による報告書に<u>関係書類</u>を添えて、毎年度<u>6月30日</u>までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業</p> <p>公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に<u>関係書類</u>を添えて、翌年度<u>6月30日</u>(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>

新	旧
<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業</u> <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。</u></u></p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う3の(1)の②の事業</u> <u>社団法人日本専門医制評価・認定機構理事長は、当該年度の事業が完了したとき、第20号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。</u></u></p> <p>(10) (1) から (9) まで以外の事業 <u>都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受</u></u></p>	<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業</u> <u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。</u></u></p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>(9) (1) から (8) まで以外の事業 <u>都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に<u>関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></u> <u>ただし、3の(1)の⑦の事業については翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p>

新	旧
<p>理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12. (略)</p> <p>(その他)</p> <p>13. (略)</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>12. (略)</p> <p>(その他)</p> <p>13. (略)</p>

新	旧
<p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">補 助 事 業 者 名 印</p> <p>平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助申請額 金 円 2. 平成 年度医療施設運営費等補助金所要額調書 (別紙1) 3. 事業計画及び所要額明細書 <ol style="list-style-type: none"> (1) へき地保健医療対策事業 (別紙2) (2) 救急医療対策事業 (別紙3) (3) 感染症指定医療機関運営事業 (別紙4) (4) 臨床研究拠点等整備事業 (別紙5) (5) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙6) (6) 口腔保健推進事業 (別紙7) 4. 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。) (2) 委託契約書の写(委託運営している場合) (3) その他参考となる資料 	<p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">補 助 事 業 者 名 印</p> <p>平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助申請額 金 円 2. 平成 年度医療施設運営費等補助金所要額調書 (別紙1) 3. 事業計画及び所要額明細書 <ol style="list-style-type: none"> (1) へき地保健医療対策事業 (別紙2) (2) 救急医療対策事業 (別紙3) (3) 感染症指定医療機関運営事業 (別紙4) (4) 臨床研究拠点等整備事業 (別紙5) (5) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙6) 4. 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。) (2) 委託契約書の写(委託運営している場合) (3) その他参考となる資料
<p>第3号様式～第5号様式 (略)</p>	<p>第3号様式～第5号様式 (略)</p>

新

旧

第6号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 収入支出予算書抄本
6. その他参考となる資料

第6号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

独立行政法人 国立病院機構災害医療センター院長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 収入支出予算書抄本
6. その他参考となる資料

新

旧

第7号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金所要額総括表 (別紙1)
3. 所要額調書、事業計画書及び所要額明細書
 - (1) へき地保健医療対策費補助金所要額調書 (別紙2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
 - ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙6)
 - ⑤ 離島巡回診療ヘリ運営事業 (別紙7)
 - ⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (別紙8)
 - ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
 - ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)
 - ⑨ へき地患者輸送車(艇)運行事業 (別紙11)
 - (2) 救急医療対策事業
 - ① 救急医療支援センター運営事業 (別紙12)
 - ② 救急医療トレーニングセンター運営事業 (別紙13)

第7号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金所要額総括表 (別紙1)
3. 所要額調書、事業計画書及び所要額明細書
 - (1) へき地保健医療対策費補助金所要額調書 (別紙2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
 - ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙6)
 - ⑤ 離島巡回診療ヘリ運営事業 (別紙7)
 - ⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (別紙8)
 - ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
 - ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)
 - (2) 救急医療対策事業
 - ① 救急医療支援センター運営事業 (別紙11)
 - ② 救急医療トレーニングセンター運営事業 (別紙12)

新

- (3) 災害医療対策事業等
 - ① 医療施設耐震化促進事業 (別紙 14)
 - ② 防災訓練等参加支援事業 (別紙 15)
 - ③ DMAT活動支援事業 (別紙 16)
 - ④ DMAT訓練事業 (別紙 17)
- (4) 地域医療確保支援事業
 - ① 産科医療機関確保事業 (別紙 18)
 - ② 地域医療支援センター運営事業 (別紙 19)
- (5) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙 20)
- (6) 臨床研究拠点等整備事業
 - ① 臨床研究中核病院整備事業 (別紙 21)
 - ② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 (別紙 22)
 - ③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 (別紙 23)
 - ④ 再生医療臨床応用実用化推進事業 (別紙 24)
- (7) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙 25)
- (8) 異状死死因究明支援事業 (別紙 26)
- (9) 口腔保健推進事業
 - ① 口腔保健支援センター設置推進事業 (別紙 27)
 - ② 歯科保健医療サービス提供困難者への
歯科保健医療推進事業 (別紙 28)
 - ③ 障害者等歯科医療技術者養成事業 (別紙 29)
 - ④ 医科・歯科連携等調査実証事業 (別紙 30)

4. 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること）
- (2) へき地巡回診療の実施要領
- (3) 委託契約書の写（委託運営している場合）
- (4) その他参考となる資料

旧

- (3) 災害医療対策事業等
 - ① 医療施設耐震化促進事業 (別紙 13)
 - ② 防災訓練等参加支援事業 (別紙 14)
 - ③ DMAT活動支援事業 (別紙 15)
 - ④ DMAT訓練事業 (別紙 16)
- (4) 地域医療確保支援事業
 - ① 産科医療機関確保事業 (別紙 17)
 - ② 地域医療支援センター運営事業 (別紙 18)
- (5) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙 19)
- (6) 臨床研究拠点等整備事業
 - ① 臨床研究中核病院整備事業 (別紙 20)
 - ② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 (別紙 21)
 - ③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 (別紙 22)
 - ④ 再生医療臨床応用実用化推進事業 (別紙 23)
- (7) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙 24)
- (8) 異状死死因究明支援事業 (別紙 25)

4. 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること）
- (2) へき地巡回診療の実施要領
- (3) 委託契約書の写（委託運営している場合）
- (4) その他参考となる資料

新

旧

第8号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名印

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額調書 (別紙1)
3. 事業実績報告書及び実績額明細書
 - (1) へき地保健医療対策事業 (別紙2)
 - (2) 救急医療対策事業 (別紙3)
 - (3) 感染症指定医療機関運営事業 (別紙4)
 - (4) 臨床研究拠点等整備事業 (別紙5)
 - (5) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙6)
 - (6) 口腔保健推進事業 (別紙7)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること。)
 - (2) その他参考となる資料

第8号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名印

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額調書 (別紙1)
3. 事業実績報告書及び実績額明細書
 - (1) へき地保健医療対策事業 (別紙2)
 - (2) 救急医療対策事業 (別紙3)
 - (3) 感染症指定医療機関運営事業 (別紙4)
 - (4) 臨床研究拠点等整備事業 (別紙5)
 - (5) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙6)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること。)
 - (2) その他参考となる資料

新

旧

第9号様式～第11号様式（略）

第9号様式～第11号様式（略）

第12号様式

第12号様式

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

独立行政法人 国立病院機構災害医療センター院長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算書 (別紙1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)
4. 事業実績報告書 (別紙3)
5. 収入支出決算書
6. その他参考となる資料

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算書 (別紙1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)
4. 事業実績報告書 (別紙3)
5. 収入支出決算書
6. その他参考となる資料

新

旧

第13号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績
報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額総括表 (別紙1)
3. 所要額精算書、事業実績報告書及び実績額明細書
 - (1) へき地保健医療対策費補助金所要額精算書 (別紙2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
 - ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙6)
 - ⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (別紙7)
 - ⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (別紙8)
 - ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
 - ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)
 - ⑨ へき地患者輸送車(艇)運行事業 (別紙11)
 - (2) 救急医療対策事業
 - ① 救急医療支援センター運営事業 (別紙12)

第13号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績
報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額総括表 (別紙1)
3. 所要額精算書、事業実績報告書及び実績額明細書
 - (1) へき地保健医療対策費補助金所要額精算書 (別紙2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙5)
 - ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙6)
 - ⑤ 離島巡回診療へり運営事業 (別紙7)
 - ⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (別紙8)
 - ⑦ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙9)
 - ⑧ へき地保健指導所運営事業 (別紙10)
 - (2) 救急医療対策事業
 - ① 救急医療支援センター運営事業 (別紙11)

新	旧
② 救急医療トレーニングセンター運営事業 (別紙 13)	② 救急医療トレーニングセンター運営事業 (別紙 12)
(3) 災害医療対策事業等	(3) 災害医療対策事業等
① 医療施設耐震化促進事業 (別紙 14)	① 医療施設耐震化促進事業 (別紙 13)
② 防災訓練等参加支援事業 (別紙 15)	② 防災訓練等参加支援事業 (別紙 14)
③ D M A T 活動支援事業 (別紙 16)	③ D M A T 活動支援事業 (別紙 15)
④ D M A T 訓練事業 (別紙 17)	④ D M A T 訓練事業 (別紙 16)
(4) 地域医療確保支援事業	(4) 地域医療確保支援事業
① 産科医療機関確保事業 (別紙 18)	① 産科医療機関確保事業 (別紙 17)
② 地域医療支援センター運営事業 (別紙 19)	② 地域医療支援センター運営事業 (別紙 18)
(5) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙 20)	(5) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙 19)
(6) 臨床研究拠点等整備事業	(6) 臨床研究拠点等整備事業
① 臨床研究中核病院整備事業 (別紙 21)	① 臨床研究中核病院整備事業 (別紙 20)
② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 (別紙 22)	② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業 (別紙 21)
③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 (別紙 23)	③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業 (別紙 22)
④ 再生医療臨床応用実用化推進事業 (別紙 24)	④ 再生医療臨床応用実用化推進事業 (別紙 23)
(7) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙 25)	(7) 医療の質の評価・公表等推進事業 (別紙 24)
(8) 異状死死因究明支援事業 (別紙 26)	(8) 異状死死因究明支援事業 (別紙 25)
(9) 口腔保健推進事業	
① 口腔保健支援センター設置推進事業 (別紙 27)	
② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 (別紙 28)	
③ 障害者等歯科医療技術者養成事業 (別紙 29)	
④ 医科・歯科連携等調査実証事業 (別紙 30)	
4. 添付書類	4. 添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)	(1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)
(2) その他参考となる資料	(2) その他参考となる資料

新	旧
<p>第14号式～第18号様式（略） 第19号様式（追加）</p> <div data-bbox="219 411 1104 1361" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第19号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">社団法人日本専門医制評価・認定機構理事長 印</p> <p>平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助申請額 金 円 2. 国庫補助金所要額調書（別紙1） 3. 対象経費支出予定額明細書（別紙2） 4. 事業計画書（別紙3） 5. 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。） (2) 委託契約書の写（委託運営している場合） (3) その他参考となる資料 </div>	<p>第14号式～第18号様式（略） 第19号様式（追加）</p>

新

旧

第20号様式（追加）

第20号様式（追加）

第20号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人日本専門医制評価・認定機構理事長 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)
4. 事業実績報告書 (別紙3)
5. 添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること。)
(2) その他参考となる資料